

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県暴力団排除条例及び同条例施行規則の運用について

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）及び茨城県暴力団排除条例施行規則（平成23年茨城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の運用については、条例及び規則の一部改正に伴い、令和6年4月1日からは、下記のとおりとすることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 公安委員会による調査 条例第20条第1項又は第4項の規定による説明又は資料の提出をいう。
- 2 立入検査 条例第20条第1項の規定により警察職員が行う立入検査をいう。
- 3 勧告 条例第21条の規定による勧告をいう。
- 4 公表 条例第22条第1項の規定による公表をいう。
- 5 中止命令 条例第13条の3第1項又は第2項の規定による中止命令をいう。
- 6 再発防止命令 条例第13条の3第3項の規定による再発防止命令をいう。
- 7 公安委員会による調査等 茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による調査、勧告、公表又は再発防止命令をいう。
- 8 違反行為 条例第20条第1項に規定する行為及び同条第4項各号に掲げる行為をいう。

- 9 違反行為等 違反行為及び勧告に従わない行為をいう。

第2 暴力団排除活動の一層の推進

1 趣旨

暴力団対策には、警察が実施する取締りに加え、社会全体が一体となり暴力団排除活動を推進することが必要不可欠である。

近年、公共工事等公共事業からの暴力団等の排除対策を始め、各種業法における暴力団排除条項の整備や銀行・証券取引等からの暴力団排除等の施策が充実してきたことも踏まえ、条例の運用により暴力団を社会から排除する活動を一層活性化させる必要がある。

2 基本理念の周知徹底

条例第3条に規定する基本理念は、暴力団を社会から排除するという県、県民及び事業者の決意を表したものである。暴力団排除活動の推進に当たっては、あらゆる機会を活用してこの基本理念の周知徹底を図り、暴力団が反社会的集団であることを一層明確にして、暴力団の社会からの孤立化を徹底すること。

3 県民、関係機関等との連携協力の強化

組織的に活動する暴力団に対しては、県、県民及び事業者並びに関係機関（市町村を含む行政機関、公益財団法人茨城県暴力追放推進センター及び茨城県民事介入暴力対策協議会をいう。）及び地域住民や職域により暴力団排除活動を行う団体が一丸となり排除に取り組む姿勢が重要である。各種警察活動を通じて社会一体となった暴力団排除活動の重要性を周知するとともに、関係機関及び関係団体と連携した暴力団排除活動の活性化を図ること。

4 市町村への積極的な協力

条例第11条は、市町村が実施する暴力団の排除のための施策に対して、県が情報の提供、技術的助言その他必要な協力を行うことを規定している。暴力団排除活動を一層推進するためには、県のみならず、より地域に密着した県内の全ての市町村が、その地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策を行う必要がある。

警察署長は、管内の市町村に対して、市町村の定める暴力団の排除のための条例の制定、市町村の事務又は事業からの暴力団の排除のための措置その他の暴力団の排除のための施策が推進されるよう積極的に働き掛けるとともに、それに協力すること。

第3 県民等に対する支援

1 趣旨

条例第8条は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の自主的な暴力団排除活動の促進を図るため、県の県民等に対する暴力団排除に関する情報の提供等の必要な支援及び暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する保護のための必要な措置を講ずることが定められたものである。

警察は、県民等による暴力団排除活動が実効を上げるための支援及び安心してその活動に取り組めるようにするための保護の万全を図る必要がある。

2 暴力団に関する相談への適切な対応

警察職員は、暴力団又は暴力団員に係る相談を受理した場合は、速やかに所属長に報告すること。また、その処理に当たっては、相談の内容に応じて、条例第8条第1項に規定する必要な支援を行うほか、積極的に事件化を図るとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による行政処分等適切な措置を講ずること。

3 適正かつ積極的な情報提供

条例第8条第1項に規定する必要な支援のうち、部外への暴力団情報の提供については、暴力団排除等のための部外への情報提供について（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）に基づき適正かつ積極的に対応すること。

4 的確な保護対策の推進

条例第8条第2項に規定する保護のために必要な措置については、茨城県警察保護対策実施要綱（平成24年3月6日付け通達甲組対第7号）に基づき的確な保護対策を推進すること。

第4 暴力団事務所の開設及び運営の禁止に係る取締り

1 趣旨

条例第13条第1項においては、青少年の健全育成に資する環境を整備するために、同項各号に規定する施設（以下「保護対象施設」という。）の敷地の周囲200メートルの区域内には暴力団事務所の開設又は運営を禁止し、当該違反者に対して条例第24条第1項第1号において罰則が定められたものである。

なお、条例第13条第1項第11号の公安委員会規則で定める施設は、規則別表に掲げられている。

条例第13条第2項においては、条例第13条第1項で定める区域を除く、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（以下「住居地域等」という。）における暴力団事務所の開設又は運営を禁止し、当該違反者に対して中止命令ができるものと定められたものである。

当該中止命令に違反した者に対して条例第24条第1項第2号において罰則が定められている。

2 禁止区域の範囲の確実な把握及び立証措置

警察署長は、管内における保護対象施設に係る暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）の範囲を確実に把握するとともに、当該違反の取締りに当たっては、保護対象施設の敷地の外周から直線距離で200メートル以内が禁止区域であることの立証措置を確実に行うこと。

また、住居地域等の範囲については、都市計画法に基づき見直されることがあることから、各市町村への調査を確実に行うこと。

3 組織犯罪対策第一課との連携

当該違反の取締りに当たっては、刑事部組織犯罪対策第一課（以下「組織犯罪対策第一課」という。）との連携を密にして適正を期すること。

第5 警察職員による調査

1 趣旨

公安委員会による調査等が行われるためには、違反行為等があったこと又は違反行為があった疑いがあることを認定する必要があるが、その認定のために警察職員が調査を行うものである。

2 調査の開始等

- (1) 警察職員は、違反行為等の端緒を認知したときは、その内容について所属長に報告すること。
- (2) (1)による報告を受けた所属長は、当該違反行為等に関して警察職員による調査の必要があると認めるときは、調査を担当する警察職員（以下「調査担当者」という。）を指名して当該調査を開始すること。

(3) 所属長（刑事部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）を除く。）は、当該調査の過程において、公安委員会による調査等を行う必要があると認めるときは、当該調査に係る違反行為等の内容を組織犯罪対策第一課長に通知すること。

(4) (2)にかかわらず、(1)による報告を受けた所属長は、自ら調査を行うことが適当でないと認めるときは、組織犯罪対策第一課長と協議の上、他の適切な所属長に当該調査を引き継ぐこと。

3 調査の方法

(1) 事情聴取

ア 調査担当者は、違反行為等の関係者から事情聴取を行ったときは、事情聴取書（別記様式第1号）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めること。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載すること。

イ 調査担当者は、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、事情聴取を行った場合で事情聴取書を作成するいとまがないとき、その他の事情により事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書（別記様式第2号）を作成すること。

(2) 物件の提出要求

ア 調査担当者は、公安委員会による調査のほか、必要があると認めるときは、書類その他の物件の所持人に対し、当該物件の提出を求めること。

イ 調査担当者は、物件の提出を受けた場合は、提出物件目録（別記様式第3号）を作成し、その写しを提出者に交付すること。

ウ 調査担当者は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思表示をしたときは、所有権放棄書（別記様式第4号）の提出を求めること。

エ 調査担当者は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書（別記様式第5号）と引換えにより行うこと。

4 所属長への報告等

(1) 調査担当者は、調査した事案について、違反行為があった疑いがある場合で公安委員会による調査が必要であると認めるとき、又は違反行為等に該当する

場合で勧告若しくは公表が必要であると認めるときは、総括報告書（別記様式第6号）を作成の上、疎明資料を添えて所属長に報告すること。

- (2) 所属長（組織犯罪対策第一課長を除く。）は、(1)による報告を受けたときは、関係書類を送付することにより、組織犯罪対策第一課長に当該事案の処理を引き継ぐこと。この場合において、組織犯罪対策第一課長は、引継ぎを受けた事案に追加して警察職員による調査が必要であると認めるときは、当該調査を行った所属長に必要な調査を依頼することができる。

5 組織犯罪対策第一課長の措置

組織犯罪対策第一課長は、4(1)による報告又は4(2)による引継ぎを受けたときは、公安委員会による調査等の要件の該当性及び必要性並びに対象者について審査し、公安委員会による調査等を行う必要があると認めるときは、疎明資料を添えて公安委員会に報告すること。

6 留意事項

(1) 総括報告書作成上の留意事項

ア 公安委員会による調査に関する総括報告書について

(ア) 違反行為があった疑いがあることを疎明すること。

(イ) 公安委員会による調査の対象者と違反行為との関係並びにその対象者に説明又は資料の提出を求める理由及び必要性を疎明すること。

イ 勧告に関する総括報告書について

違反行為の事実及び当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められることを疎明すること。

ウ 公表に関する総括報告書について

(ア) 公表の根拠となる公安委員会による調査又は勧告の内容について疎明すること。

(イ) 勧告に従わない行為については、当該行為が暴力団の排除の観点から悪質性の高い行為であることを疎明すること。

(2) その他

ア 調査担当者は、調査の対象者が当該調査を何度も拒否する場合において、違反行為があった疑いがあると認められるときは、公安委員会による調査に速やかに移行するなど適切な措置を講ずること。

イ 警察職員による調査は、違反行為等の事実を明らかにするために必要な限度で行う任意活動であることを認識し、いやしくもこれを濫用して、県民等の正当な権利を侵害することのないよう留意すること。

第6 公安委員会による調査

1 趣旨

規則第4条及び第5条は、違反行為の有無を確定し、勧告、中止命令及び再発防止命令の妥当性を担保するための公安委員会による調査についての手続が定められたものである。

2 手続の流れ

公安委員会は、説明（資料提出）要求書（規則別記様式第3号）により対象者に説明又は資料の提出を求め（規則第4条第1項）、その対象者は、説明（資料提出）書（規則別記様式第4号）を提出すること（規則第4条第3項）とされている。また、公安委員会が口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求め（規則第4条第2項）、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する警察職員に聴取させることができる（規則第5条第1項）。

なお、公安委員会は、説明又は資料の提出の求めについては、説明（資料提出）書の提出期限の日又は口頭による説明期日（以下「説明期日等」という。）までに相当な期間をおいて行い（規則第4条第4項）、必要に応じて、説明期日等までに説明又は資料の提出がない場合の措置（規則第4条第5項）及び口頭による説明の日時又は場所の変更についての措置（規則第5条第2項から第4項まで）を講ずる。

3 説明（資料提出）要求書の送達

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会が公安委員会による調査の必要があると認めるときは、その対象者に対して第13に定める書類の送達の手順に従い、説明（資料提出）要求書を送達すること。

4 説明（資料提出）書の受領

組織犯罪対策第一課長は、説明（資料提出）書を受領したときは、その内容を審査すること。

5 規則第4条第4項の相当な期間

規則第4条第4項の相当な期間は、調査の対象者が説明期日等までに説明又は

資料の提出を十分に準備できる期間が必要であることを勘案し、原則として、対象者に説明（資料提出）要求書が送達されてから２週間以上の期間をおくこと。
ただし、当該対象者の承諾が得られている場合で、公安委員会が説明又は資料の提出のため十分な期間があると認めるときは、この限りでない。

6 口頭による説明の聴取

(1) 説明聴取官の指名

規則第５条第１項の規定により口頭による説明を聴取させる警察職員（以下「説明聴取官」という。）は、組織犯罪対策第一課管理官（組織犯罪）又は組織犯罪対策第一課長が指名した者をもって充てる。

(2) 事情聴取書の作成及び組織犯罪対策第一課長に対する報告

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明又は資料の提出を求める理由及び内容をその対象者に対し、説明しなければならない。

イ 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、２人以上で聴取を行うとともに、説明聴取官が指定する警察職員に第５の３(1)アによる方法で事情聴取書を作成させ、「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印すること。

ウ 説明聴取官は、口頭による説明を聴取した結果をイの事情聴取書により組織犯罪対策第一課長に報告すること。

(3) 説明（資料提出）書等の提出の場合の提出物件目録等の作成

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明（資料提出）書その他の物件の提出を受けた場合は、提出物件目録を作成し、その写しを提出者に交付すること。

イ 説明聴取官は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求めること。

ウ 説明聴取官は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書と引換えにより行うこと。

7 口頭による説明の日時又は場所の変更

(1) 申請があった場合等の措置

組織犯罪対策第一課長は、説明日時等変更申出書（規則別記様式第５号）の提出を受けたとき、又は口頭による説明の日時等の変更が必要であると認めるときは、公安委員会に報告するとともに、公安委員会に対して口頭による説明

の日時等の変更の可否及び変更すべき日時又は場所についての判断を求めること。

(2) 説明日時等決定通知書の送達

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会が規則第5条第4項の規定による決定をしたときは、その対象者に対して第13に定める書類の送達の要領に従い、説明日時等決定通知書（規則別記様式第6号）を送達すること。

8 公安委員会による調査後の措置

(1) 違反行為等があったと認めるときの措置

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会による調査の結果、違反行為等があったと認めるときは、勧告又は公表の要件該当性及び必要性並びに対象者について審査し、勧告又は公表を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策第一課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告すること。

(2) 違反行為等があったことが明らかでない場合

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会による調査の結果、違反行為等があったことが明らかにならなかった場合で、補充調査の必要があると認めるときは、組織犯罪対策第一課の調査担当者に必要な補充調査を命じ、又は当該違反行為等の調査を行った所属長（組織犯罪対策第一課長を除く。）若しくは他の適切な所属長に必要な補充調査を依頼すること。この場合において、組織犯罪対策第一課長は、再度公安委員会による調査を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策第一課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告すること。

9 留意事項

公安委員会による調査（条例第20条第4項の場合に限る。）に対して、その対象者が正当な理由がなくこれを拒んだ場合は、公表の対象となるが、正当な理由がないことが判明しない場合は、再度公安委員会による調査を行うなど、公表の正当性を担保するための必要な措置を講ずること。

第7 立入検査

1 趣旨

立入検査は、公安委員会による調査によってその目的を達することができない

場合に行うものである。

2 立入検査実施者の指定等

(1) 指定

ア 立入検査の実施者（以下「立入検査実施者」という。）は、組織犯罪対策第一課長が次に掲げる者の中から指定すること。

(ア) 組織犯罪対策第一課の課員

(イ) 警察署の刑事課長（刑事第二課が置かれている警察署にあつては刑事第二課長）及び組織犯罪対策業務に従事する係の係員

イ 組織犯罪対策第一課長は、警察署に所属する警察署員を立入検査実施者に指定する場合において、必要があると認めたときは、当該警察署の警察署長と協議すること。

ウ 組織犯罪対策第一課長は、立入検査実施者を指定したときは、立入検査実施者指定名簿（別記様式第7号）を作成し、その状況を明らかにすること。

(2) 身分証の交付等

組織犯罪対策第一課長は、立入検査実施者を指定したときは、身分証明書（規則別記様式第7号）を作成し、立入検査実施者に交付すること。

身分証明書を適正に管理するため、交付及び廃棄の際に立入検査実施者指定名簿に交付年月日及び廃棄年月日を記載するなどし、身分証明書の交付状況等を明らかにしておくこと。

(3) 身分証明書の保管管理等

ア 身分証明書の保管及び管理に係る事務を総括する管理責任者を組織犯罪対策第一課に置くこととし、組織犯罪対策第一課長をもって管理責任者に充てる。

イ 管理責任者の補佐並びに身分証明書の適正な保管及び管理を行う保管責任者を組織犯罪対策第一課に置くこととし、組織犯罪対策第一課課長補佐（暴力団対策）をもって保管責任者に充てる。

ウ 身分証明書の交付を受けた組織犯罪対策第一課の立入検査実施者（以下「組対一課立入検査実施者」という。）は、保管責任者に身分証明書の保管を委託するものとし、保管責任者は組対一課立入検査実施者の身分証明書を一括管理すること。

エ 組対一課立入検査実施者は、立入検査に従事するときは保管責任者から身分証明書の払出しを受け、立入検査が終了したときは、再度、保管責任者に身分証明書の保管を委託しなければならない。この場合、保管責任者は、身分証明書受払簿（別記様式第8号）により、身分証明書の払出し及び保管の状況を明らかにしなければならない。

オ 警察署に所属する警察職員で、立入検査実施者に指定されたものは、立入検査実施者の指定が解除されるまでの間、交付を受けた身分証明書について、盗難、紛失等の事故防止に留意して管理しなければならない。

(4) 事故の報告等

ア 保管責任者又は立入検査実施者は、身分証明書の盗難、紛失等の事故が発生したときは、組織犯罪対策第一課長に直ちに報告しなければならない。

イ 組織犯罪対策第一課長は、アの報告を受けたときは、身分証明書事故報告書（別記様式第9号）により、本部長に報告しなければならない。

ウ 立入検査実施者は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、組織犯罪対策第一課長に記載事項の変更を申し出ること。

(5) 身分証明書の廃棄

ア 組織犯罪対策第一課長は、組対一課立入検査実施者が次のいずれかに該当するときは、身分証明書を保管責任者立会いの下、裁断により廃棄すること。

(ア) 退職し、又は免職されたとき。

(イ) 異動、配置換え等があったとき。

(ウ) 立入検査実施者の指定を解除されたとき。

(エ) 身分証明書の再交付を受けたとき。

イ 組織犯罪対策第一課長は、警察署に所属する立入検査実施者が立入検査を終了したとき（複数の立入検査が予定されている場合は、最後の立入検査が終了したとき）は、当該立入検査実施者の指定を解除し、身分証明書を保管責任者立会いの下、裁断により廃棄すること。

3 立入検査の実施

(1) 実施要件

組織犯罪対策第一課長は、条例第15条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めた場合は、その違反の事実を明らかにするために必要な限度に

において、立入検査実施者による立入検査を実施すること。

(2) 事前報告等

立入検査実施者は、立入検査を実施する場合は、立入検査の必要性、立ち入る場所を明らかにした立入検査実施計画書（別記様式第10号）により、事前に組織犯罪対策第一課長の指揮を受けること。ただし、緊急に立入検査を行う必要がある場合で、立入検査実施計画書を作成するいとまがないときは、口頭による指揮を受けること。

(3) 指示及び教養

組織犯罪対策第一課長は、立入検査実施者に対し、平素から立入検査の心構え、実施要領等について、教養するとともに、立入検査の実施に当たっては、調査事項、実施要領等を具体的に指示すること。

(4) 実施結果の報告

立入検査実施者は、立入検査の実施結果については、立入検査実施結果報告書（別記様式第11号）により、組織犯罪対策第一課長に報告するものとする。ただし、特異な事項があった場合は、組織犯罪対策第一課長に即報すること。

(5) 立入検査実施上の留意事項

立入検査実施者は、立入検査を実施するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 立入検査に際し、身分証明書を提示すること。

イ 条例に定める目的を達成するために必要な最小限度で行い、立入検査を受ける者の基本的人権を不当に侵害しないように配慮すること。

ウ 実施場所の管理者又は責任者の立会いを求めること。

エ 立入検査は、迅速に行い、短時間で目的を達成するように努めること。

4 立入検査を妨害された場合の措置

立入検査実施者は、立入りを拒否された場合は、粘り強く説得に努めること。

ただし、説得に応じない場合は、幹部の指揮により、採証活動を十分に行って、拒否の事実を立証するとともに警告を行い、状況に応じて検挙すること。

5 留意事項

4により捜査に移行する場合は、捜査と調査を明確に区分すること。

第8 勸告

1 趣旨

規則第7条は、違反行為をした者にその是正を求める行政指導である勧告を適正に行ったことを担保するための方法が定められたものである。

2 勧告書の送達

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会が勧告を行う必要があると認めるときは、その対象者に対して第13に定める書類の送達の手順に従い、勧告書（規則別記様式第8号）を送達すること。

3 勧告書の内容

勧告書中「勧告の原因となる事実」欄には、違反行為があった事実及び当該違反行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることを記載し、「勧告の内容」欄には、当該違反行為の是正を求める具体的事項を記載すること。

第9 公表

1 趣旨

規則第8条は、公安委員会による調査及び勧告の実効性を担保するための公表について、その方法及び内容が定められたものである。

2 公表の方法

規則第8条第1項のインターネットの利用は、公安委員会及び警察本部のホームページに掲載して行うものとし、その期間は、2週間とする。

第10 意見を述べる機会の付与

1 趣旨

規則第9条及び第10条は、条例第22条第2項の規定による意見を述べる機会の付与についての手続が定められたものである。公表は、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第2条第5号に規定する不利益処分ではないが、当事者に対して実質的に不利益な影響を与えることとなるため、意見を述べる機会を付与することにより、公表の正当性を担保する。

2 手続の流れ

公安委員会は、意見の聴取通知書（規則別記様式第9号）により当事者に意見を述べる機会を付与し（規則第9条第1項）、当事者は、申述書（規則別記様式第10号）を提出すること（規則第9条第3項）とされている。また、当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出できる（規則第9条第4項）。

公安委員会が口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、口頭による意見を述べる機会を与え（規則第9条第2項）、本部長が指名する警察職員に聴取させることができる（規則第10条第1項）。

なお、公安委員会は、意見を述べる機会の付与の通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日（以下「聴取期日等」という。）までに相当な期間をおいて行い（規則第9条第5項）、必要に応じて、聴取期日等までに申述書の提出等がない場合の措置（規則第9条第6項）及び口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更についての措置（規則第10条第2項から第4項まで）を講ずる。

3 意見の聴取通知書の送達

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会が公表を行う必要があると認め、当事者に意見を述べる機会を付与するときは、当事者に対して、第13に定める書類の送達の要領に従い、意見の聴取通知書を送達すること。

4 申述書及び証拠資料の受領

組織犯罪対策第一課長は、申述書及び規則第9条第4項の証拠資料を受領したときは、その内容を審査すること。

5 規則第9条第5項の相当な期間

規則第9条第5項の相当な期間は、当事者に意見の聴取通知書が送達されてから1週間以上とする。

6 口頭による意見の聴取

(1) 意見聴取官の指名

規則第10条第1項の規定により口頭による意見を聴取させる警察職員（以下「意見聴取官」という。）は、組織犯罪対策第一課管理官（組織犯罪）又は組織犯罪対策第一課長が指名した者をもって充てる。

(2) 事情聴取書の作成及び組織犯罪対策第一課長に対する報告

ア 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、予定される公表の原因となる事実及び公表の根拠となる条例の条項をその当事者に対し、説明しなければならない。

イ 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、意見聴取官が指定する警察職員に第5の3(1)アによる方法で事情

聴取書を作成させ、「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印すること。

ウ 意見聴取官は、口頭による意見を聴取した結果をイの事情聴取書により組織犯罪対策第一課長に報告すること。

(3) 証拠資料等の提出の場合の提出物件目録等の作成

ア 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、証拠資料その他の物件の提出を受けた場合は、提出物件目録を作成し、その写しを提出者に交付すること。

イ 意見聴取官は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求めること。

ウ 意見聴取官は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書と引換えにより行うこと。

7 口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更

(1) 申請があった場合等の措置

組織犯罪対策第一課長は、意見の聴取日時等変更申出書（規則別記様式第11号）の提出を受けたとき、又は口頭による意見の聴取の日時等の変更が必要であると認めるときは、公安委員会に報告するとともに、公安委員会に対して口頭による意見の聴取の日時等の変更の可否及び変更すべき日時又は場所についての判断を求めること。

(2) 意見の聴取日時等決定通知書の送達

組織犯罪対策第一課長は、公安委員会が規則第10条第4項の規定による決定をしたときは、その当事者に対して第13に定める書類の送達の手引に従い、意見の聴取日時等決定通知書（規則別記様式第12号）を送達すること。

8 意見聴取後の措置

組織犯罪対策第一課長は、4による審査又は6による意見の聴取の結果について、組織犯罪対策第一課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、公表の必要性の有無について、疎明資料を添えて公安委員会に報告すること。

第11 代理人の選定

1 趣旨

規則第11条は、公安委員会による調査及び意見を述べる機会の付与に関し、当事者等の権利利益を十分に保護し、かつ、手続の実効性を担保し、及び迅速化を

図る観点から、当事者等が代理人を選任できることが定められたものである（規則第11条第1項）。また、代理人が一部の手続のみを代理することによる手続の煩雑性を避けるために、代理人が説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができることとされ（規則第11条第2項）、手続上、無用な紛議を避けるために、当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（規則別記様式第13号）又は代理人資格喪失届出書（規則別記様式第14号）により証明又は届出を行うこと（規則第11条第3項及び第4項）とされた。

2 代理人の管理

組織犯罪対策第一課長又は警察署長は、代理人選任届出書又は代理人資格喪失届出書を受領したときは、速やかに公安委員会に報告するとともに、各手続において選任された代理人について確実に管理を行うこと。

第12 命令

1 調査

組織犯罪対策第一課長又は警察署長は、中止命令又は再発防止命令（以下「命令」という。）を行うべき端緒情報を入手した場合は、その内容について調査を行うこと。

2 準用

第5のうち1から3まで及び第6のうち1から7までの規定は、命令を行う場合において準用するものとする。

なお、条例第13条の3第2項の規定による中止命令に関して公安委員会による調査を行ったときは、組織犯罪対策第一課長はその結果について調査を担当する警察署長に引き継ぐこと。

3 所属長への報告等

- (1) 調査担当者は、調査した事案について、違反行為の疑いがある場合で命令が必要であると認めるときは、総括報告書を作成の上、疎明資料を添えて所属長に報告すること。
- (2) 所属長（組織犯罪対策第一課長を除く。）は、(1)による報告を受けたときは、条例第13条の3第2項の規定による中止命令の場合を除き、関係書類を送付することにより、組織犯罪対策第一課長に当該事案の処理を引き継ぐこと。
この場合において、組織犯罪対策第一課長は、引継ぎを受けた事案に追加して

警察職員による調査が必要であると認めるときは、当該調査を行った所属長に必要な調査を依頼することができる。

4 命令に関する総括報告書

違反行為の事実及び命令をする理由を疎明すること。

5 警察署長による中止命令の事務専決

3(1)による報告を受けた警察署長は、茨城県公安委員会事務専決規程第4条の規程により、青少年を暴力団事務所に立ち入らせる行為に対する中止命令について、組織犯罪対策第一課長と事前協議の上、専決処理することができる。

6 組織犯罪対策第一課長の措置

組織犯罪対策第一課長は、3(2)の規定による引継ぎを受けた場合は、命令(5により専決処理する場合を除く。)の要件該当性及び必要性について審査し、総括報告書を作成の上、疎明資料を添えて公安委員会に報告すること。

7 弁明の機会の付与

組織犯罪対策第一課長又は警察署長は、命令を行う必要があると認めた場合は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年茨城県公安委員会規則第7号。以下「聴聞規則」という。)に定めるところによるほか、次により、弁明の機会を付与すること。ただし、緊急に中止命令をする必要がある場合は、茨城県行政手続条例第13条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略できることとする。

(1) 弁明通知書の送達

組織犯罪対策第一課長又は警察署長は、命令を行う必要があると認める場合は、当該命令の名宛人に対して弁明通知書(聴聞規則別記様式第16号)を送達すること。

ア 弁明通知書の記載内容

弁明通知書の弁明の件名欄には命令の種別を、予定される不利益処分の内容欄には予定される命令の内容を、不利益処分の原因となる事実欄には命令の理由となる違反事実をそれぞれ記載すること。

イ 弁明の機会の付与の通知の時期

弁明の機会の付与の通知は、弁明書(提出する者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事実についての意見を記載した書面をいう。以下同じ。)

の提出期限（口頭による弁明の聴取を行う場合においては、その聴取の日）の7日前までにこれを行うこととし、弁明通知書の弁明書の提出期限欄（口頭による弁明の聴取を行う場合においては、備考欄）には発送日から7日後の日以降の日付（口頭による弁明の聴取を行う場合においては、その旨並びに弁明の機会の付与の日時（弁明通知書の発送日から7日後の日以降の日付に限る。）及び場所）を記載すること。

8 命令の発出

(1) 命令の方法

ア 組織犯罪対策第一課長又は警察署長は、命令の内容欄に当該違反行為を中止すること又は中止することを確保するために必要な事項を、命令をする理由欄に命令の理由となる違反事実により青少年の健全育成を阻害すると認められる旨を記載した中止命令書（規則別記様式第1号）を、命令の名宛人に送達すること。

イ 組織犯罪対策第一課長は、命令の内容欄に1年を超えない範囲内で期間を定めて当該違反行為が反復して行われることを防止するために必要な事項を、命令をする理由欄に命令の理由となる違反事実及び当該行為が更に反復して行われるおそれがあると認められる理由をそれぞれ記載した再発防止命令書（規則別記様式第2号）を、命令の名宛人に送達すること。

(2) 命令送達時の留意事項

不服申立てをすべき行政庁等の教示及び取消訴訟等の提起に関する事項の教示については、それぞれ各命令書の裏面に記載されているので、命令の名宛人に対して教示すること。

第13 書類の送達

1 送達事務取扱者

- (1) 規則及びこの通達により送達すべきこととされている書類（中止命令に係るものを除く。）の送達事務の取扱者（以下「送達事務取扱者」という。）は、組織犯罪対策第一課課長補佐（暴力団対策）をもって充てる。
- (2) 警察署長は中止命令書の送達事務について、警察署の刑事課長（刑事第二課が置かれている警察署にあっては、刑事第二課長）を送達事務取扱者に充てる。

2 送達事務取扱者の任務

送達事務取扱者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 送達を受けるべき者及び送達場所が適当であるかどうかを確認すること。
- (2) 送達すべき書類の送達の方法を判断すること。
- (3) 送達すべき書類を送達し、又は他の調査担当者に送達させること。
- (4) 送達簿（別記様式第12号）を作成すること。

3 送達の方法

送達は、次に掲げる方法により行う。

(1) 交付送達

送達事務取扱者は、送達を受けるべき者の住所又は居所が必ずしも1か所に定まっていない場合、急を要する書類を送達する場合、送達の状況を明らかにする必要があると認められる場合等においては、交付送達により行う。

(2) 郵便等による送達

送達事務取扱者は、送達すべき場所が明らかであり、かつ、急を要しない書類を送達する場合においては、郵便（配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（配達証明郵便に準ずるものに限る。）による送達により行う。

4 送達の実施における留意事項

(1) 交付送達の実施

ア 書類の交付は、受領確認書（別記様式第13号）と引換えにより行うこと。

イ 書類を交付するに当たっては、交付の相手方に対して書類の内容を開示するとともに、口頭で書類の内容を告げ、可能な限りその状況を写真撮影しておくこと。

ウ 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わない場合は、送達事務取扱者の指揮を受けて、送達すべき場所を再度確認するなど、可能な限り送達を受けるべき者本人に交付するように努めること。

エ 書類の交付送達を行った者は、送達の状況を交付送達実施報告書（別記様式第14号）に記録し、送達事務取扱者に報告すること。

(2) 郵便等による送達の実施

郵便等による送達を行った者は、送達の状況を郵便等による送達実施報告書（別記様式第15号）に記録し、送達事務取扱者に報告するほか、送達後に電話、訪問その他の方法により、送達を受けるべき者本人が書類の送達の実事を了知している旨の確認をし、当該確認の状況を郵便等による送達実施報告書の「事後処理の状況」欄に追記しておくこと。

第14 関係書類の保存

組織犯罪対策第一課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次の表のとおりとする。ただし、中止命令に係る関係書類は、原本を当該警察署において5年間保存するものとし、その写しを組織犯罪対策第一課に送付すること。

簿 冊 名	編 集 す る 書 類	保存期間
調査関係記録綴	事情聴取書	5 年
	事情聴取報告書	
	提出物件目録	
	所有権放棄書	
	提出物件還付請求書	
	総括報告書	
	受領確認書	
	交付送達実施報告書	
	郵便等による送達実施報告書	
	説明（資料提出）書	
	説明日時等変更申出書	
	代理人選任届出書	
	代理人資格喪失届出書	
	説明（資料提出）要求書（写し）	
	説明日時等決定通知書（写し）	
勧告関係記録綴	事情聴取書	
	事情聴取報告書	
	提出物件目録	
	所有権放棄書	

	提出物件還付請書
	総括報告書
	受領確認書
	交付送達実施報告書
	郵便等による送達実施報告書
	勧告書（写し）
公表関係記録綴	事情聴取書
	事情聴取報告書
	提出物件目録
	所有権放棄書
	提出物件還付請書
	総括報告書
	受領確認書
	交付送達実施報告書
	郵便等による送達実施報告書
	申述書
	意見の聴取日時等変更申出書
	代理人選任届出書
	代理人資格喪失届出書
	意見の聴取通知書（写し）
	意見の聴取日時等決定通知書（写し）
命令関係記録綴	事情聴取書
	事情聴取報告書
	提出物件目録
	所有権放棄書
	提出物件還付請書
	総括報告書
	受領確認書
	交付送達実施報告書
	郵便等による送達実施報告書

	意見の聴取日時等変更申出書	
	代理人選任届出書	
	代理人資格喪失届出書	
	意見の聴取通知書（写し）	
	意見の聴取日時等決定通知書（写し）	
	中止命令書（写し）	
	再発防止命令書（写し）	
送達簿綴	送達簿	3 年

< 別記様式略 >